

全国労働金庫健康保険組合理事長 様

誓約書（失業給付）

この度、健康保険の被扶養者認定申請を行うにあたり、雇用保険の失業給付受給手続きに関して下記のとおり約束します。

記

1. 失業給付の受給手続き後、就職が決まり健康保険の被保険者資格を取得した場合は、その取得日をもって速やかに被扶養者資格削除の手続きを行います。
また、就職先で健康保険の資格取得とならず、収入が被扶養者の基準額内の場合は、被扶養者資格継続審査のため年間収入見込み額のわかる書類(雇入条件書等)を速やかに提出します。

2. 失業給付の基本手当日額が、3,612円（60歳以上等は5,000円）以上となる場合、または日額を年額に換算（日額×30日×12カ月）した金額が、被保険者の年間収入額の2分の1以上となる場合は、失業給付の受給開始日をもって速やかに被扶養者資格削除の手続きを行います。

*国民健康保険へ加入の際は、年齢等により国民年金第1号被保険者への変更手続きも必要になります(要年金保険料)。

3. この誓約書提出時に「基本手当日額が明記された雇用保険受給資格者証(写)」または「雇用保険受給期間延長通知書(写)」が添付できない場合は、いずれかの書類が発行され次第速やかに提出します。

◎ハローワークでの手続きは、_____年____月____日(頃)を予定。

4. 失業給付の受給開始日または就職日での被扶養者資格削除の手続きが遅延した場合に、すでに無資格となった期間において保険診療や給付金、健診等の補助金を受けていたときは、貴健保組合が負担した医療費や給付金、補助金等を全額返還します。

以上

			_____年____月____日
被保険者証	記号_____	番号_____	
事業所名称	_____		
被保険者氏名	_____		
申請するご家族の氏名	_____	続柄	_____

※ 被保険者の自署にて記入願います。

※ この誓約書を提出の際は、一部コピーをとり、控えとしてご利用ください。